

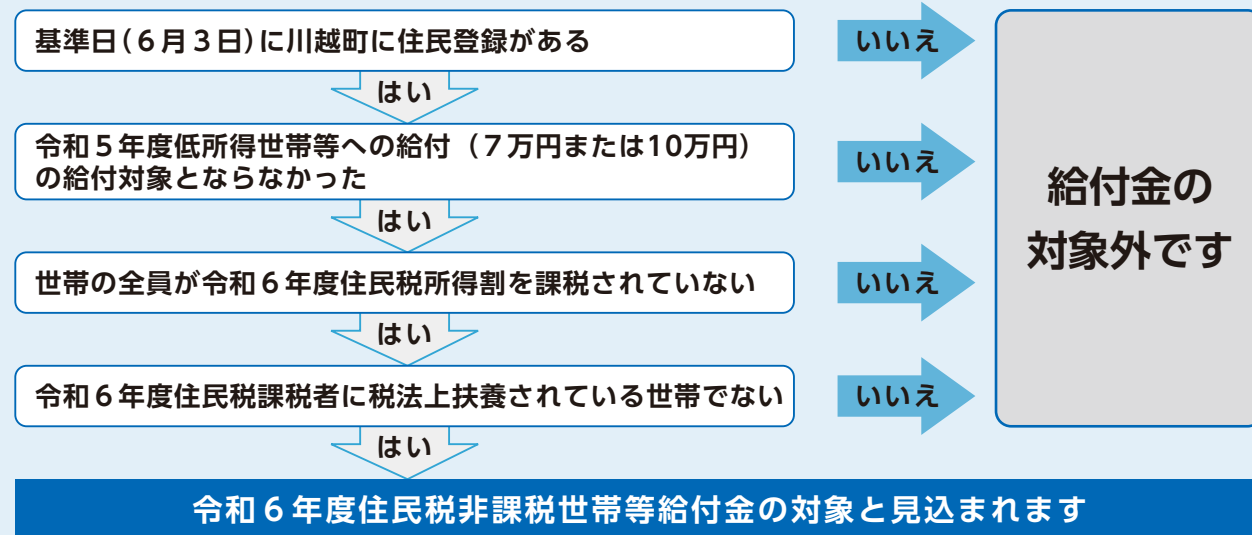
令和6年度住民税非課税世帯等給付金 (新たに住民税非課税世帯となる世帯への給付)

物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯(新たに住民税非課税世帯となる世帯)に対して一世帯当たり10万円を支給します。また、対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人につき5万円を加算して給付します。

■支給対象

令和6年6月3日(基準日)時点で町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和6年度住民税所得割が課税されていない世帯の世帯主(令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金の支給対象世帯は除く)

給付金対象判定フローチャート



令和6年度住民税非課税世帯等給付金の対象と見込まれます

■給付金額

1世帯あたり10万円

■子ども加算

給付対象世帯に18歳以下の子ども(平成18年4月2日以降に生まれた子ども)がいる場合は、子ども1人につき5万円を追加で支給します。基準日の翌日から令和6年10月31日までに生まれた子どもも支給の対象です。この場合は申請が必要です。

住民票が別であっても、生計同一関係にある子どもがいる場合(学校の寮で生活している場合など)も給付の対象です。この場合は申請が必要です。

施設入所中の子ども、子ども自身が世帯主や結婚している場合は対象外です。

■給付の手続き及び時期

書類発送の手配ができ次第、**対象となる各世帯に確認書を送付します**。確認書の内容を確認いただき、必要書類を添付のうえ、期日までに返送してください。確認書が受理されてから、およそ1か月程度で世帯主の指定口座へ振り込みます。

■申請により給付対象となる場合

給付対象世帯に該当しない場合でも次のいずれかに該当する場合は、申請により給付対象となる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

- ・DV等避難世帯
- ・死亡、離婚、行方不明によって世帯構成が変化し、基準日時点で給付対象世帯と同等の状況となった世帯
- ・修正申告等により課税内容が変更となった結果、給付要件を満たすことになった世帯

■申請期限

10月31日(木) ※当日消印有効

問合せ先 福祉課 TEL366・7116

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)を支給します ～対象者に「確認書」を送付します(8月下旬)～

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税において定額減税が実施されます。定額減税しきれないと見込まれる方に対して、調整給付として差額を支給します。

対象者

川越町から令和6年度個人住民税が課税されている方のうち、定額減税可能額が、令和6年分所得税推計額*又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方が対象です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※令和6年分所得税推計額…調整給付額の算出に必要な令和6年分所得税が確定するのは令和7年以降であるため、令和5年分の所得等をもとに算定ツール(デジタル庁において開発)を使用して算出します。

算定ツールは、一部の税額控除を算定過程から除外する等しており、あくまで実額とは異なる「推計値」です。

定額減税可能額とは

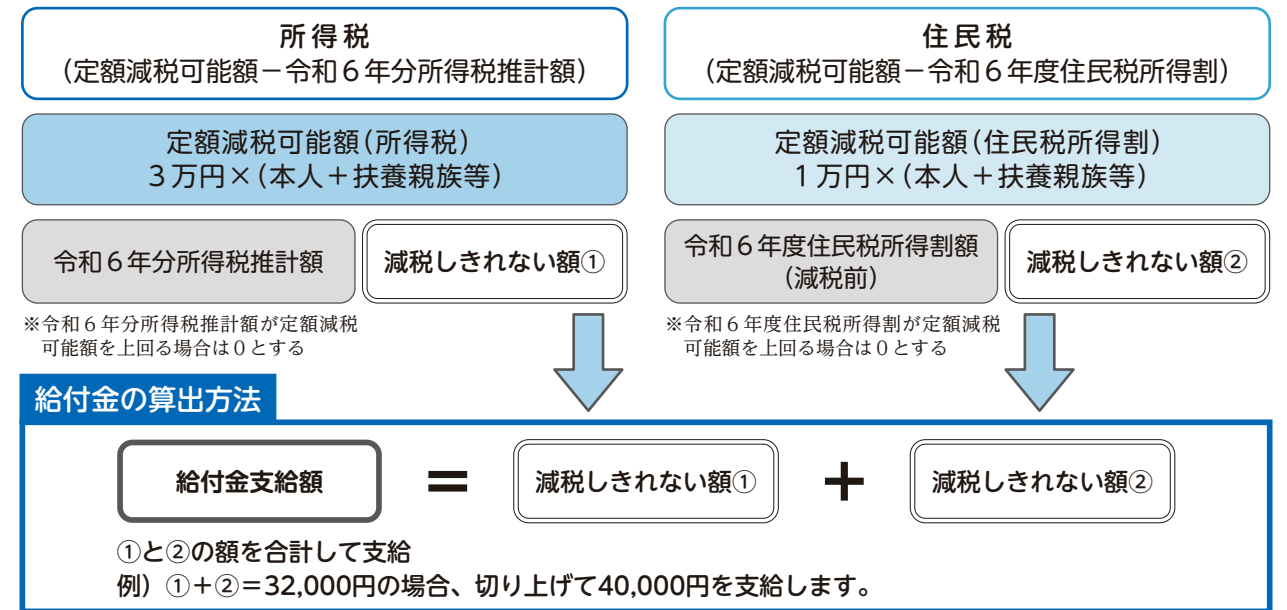
納税義務者、国内に住む控除対象配偶者及び扶養親族(16歳未満の親族を含む)の数(以下「減税対象人数」という。)に基づき算定します。

- 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

調整給付の算出方法

支給額 = 1 + 2 の合計額(1万円未満切り上げ)

1. 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分所得税推計額
2. 個人住民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額



※令和6年分所得税額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年度以降に追加支給する予定です。

申請方法

調整給付の支給対象となる方については、8月下旬に支給についての「確認書」を送付します。

調整給付を受け取るためには、手続きが必要です。送付する書類の内容をよくご確認ください。オンライン申請または同封の返信用封筒で確認書をご返送ください。実施方法など詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

申請期限

10月31日(木) ※当日消印有効

問合せ先

調整給付に関すること 総務課 TEL366・7113
定額減税・調整給付の算定に関すること 税務課 TEL366・7114

詳しくはこちら→

